

第7回 成田市景観まちづくり市民懇談会 会議概要

1 開催日時

平成25年4月18日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 3階 第二応接室

3 出席者 (*職・氏名の記載の順序及び方法は、任意です。)

(委員)

青木委員、宮崎委員、清宮委員、湯浅委員、大野委員、

大木委員、富山委員、伊藤委員、玉井委員、鈴木委員、佐々木委員

(事務局)

都市計画課 宇澤課長、後藤課長補佐、富澤係長、飯嶋副主査、古舘主事、池田主事

4 概要

景観計画(素案)について全体的な概要を説明したのち、質疑応答を行った。

以下、意見交換された主な質疑応答内容

(1) 景観計画の周知について

A委員 景観計画に基づき、基準に配慮した建築行為をすることになるが、地元企業に対しては、周知を図ることで、ある程度基準をチェックする意識をもたせることが出来ると思う。しかし、大手のデベロッパーや中小企業などに対して、このような基準を事前に周知させるためにはどういった手段があるのか。また、建築確認申請などの際に、景観に関する指導を受けられるのか。

事務局 景観計画と併せて概要版・パンフレットを作成する予定です。それを、中小企業を含め約1500の企業が加盟する商工会や商工会議所に配布し、周知を図ります。また、(大手のデベロッパーなどに対しては)建築確認申請時に、景観計画及び条例に基づく届出がなされているかどうかをチェックすることができます。

座長 いかに周知させていくかは重要なことなので、周知方法などについてはこれからも十分に検討されたい。

(2) 事前相談について

B委員 事前相談に関しては任意ということになっているが、これは行わなくてよいものなのか。

事務局 事前相談は、景観形成基準への配慮の方法がわからない市民の皆様などのために必要に応じて助言等を行うものとなりますので、任意としています。

(3) 景観計画策定前の建築物について

C委員 昨夏の市内視察で、現存している建築物の色彩などについても話し合ったが、そのような景観計画が策定される以前に建てられた建築物等が、色彩基準等に適合していない場合は、どのような対応をとるのか。

事務局 現存する建築物については適用されません。ただし、その建築物を修繕または大きく増改築する場合などは、規模によって届出の対象となります。また、(届出対象外の場合にも)景観計画を参考として、自主的に基準に沿った配慮がなされることもあると思われます。景観計画は、これから将来、周辺から突出した(景観を壊しかねない)建築物等の建築を抑制することを趣旨としております。

5 連絡事項

次回の開催は10月頃になります。

